第 号 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の22 において準用する第27条第2項の規定による身分証明書

写 真

官職及び氏名 生 年 月 日

年 月 日発行

大 臣 印

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

- 第27条 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個体等登録機関に対し、その個体等登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、個体等登録機関の事務所に立ち入り、個体等登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を 携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解 釈してはならない。
- 第33条の22 (前略)第27条の規定は事業登録関係事務について準用する。この場合において、(中略)第27条第1項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣」と、「この節」とあるのは「この款」と読み替えるものとする。
- 第64条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした個 体等登録機関、事業登録機関又は認定機関の役員又は職員は、30万円 以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

(3) 第27条第1項(第33条の22及び第33条の33において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。